

◎不正競争防止法の一部を改正する法

律

(平成二十三年六月八日法律第六二号)

一、提案理由(平成二十三年四月二日・参議院経済産業委員会)

○国務大臣(海江田万里君) 特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案提案理由。

.....(略).....

続きまして、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

経済のグローバル化が進展し、企業の国際的な競争が激化する中で、営業秘密やコンテンツといった知的財産は企業の競争力の源泉であり、ますますその保護の重要性が高まっております。

こうした状況の中で、営業秘密侵害罪の対象範囲が拡大された平成二十一年の不正競争防止法改正の際の附帯決議等においては、被害企業が、刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを恐れて告訴をちゅうちよする事態が生じており、早急に対応すべきとの指摘がなされております。

また、昨今、ゲーム機に付されているアクセスコントロールといった技術的制限手段を回避し、違法な海賊版ゲームソフトの使用を可能とする装置等が横行し、コンテンツを取り扱う事業者に甚大な被害が生じております。

これらの事情に鑑み、刑事訴訟の審理において営業秘密の保護を図るための措置を講ずるとともに、技術的制限手段を回避する装置等に係る規律を強化することにより、営業秘密や技術的制限手段の一層の保護を図り、もって我が国の産業競争力を維持強化することを目的として、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続を整備いたします。営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において営業秘密を適切に保護するために、裁判所が、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定や別の呼称等を用いる決定を行うことができることとするともに、公判期日外において証人尋問等を行うことができることとする等の手続を整備します。

第二に、技術的制限手段を回避する装置等に係る規律を強化します。技術的制限手段を回避する機能のみならず、それ以外の機能を有する装置等であっても、実質的に技術的制限手段を

回避する用途に用いるために譲渡するなどの行為を規制の対象に加えるとともに、こうした行為などに対して刑事罰を導入します。

以上が両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院経済産業委員長報告(平成二十三年四月一日)

○柳澤光美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案は、我が国の産業競争力を維持強化するため、刑事訴訟の審理において営業秘密の保護を図るための措置を講じるとともに、技術的制限手段を回避する装置等に係る規律を強化する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、冒認出願等に係る特許権に対して法がこれまで真の権利者による移転請求を認めてこなかった理由、東日本大震災被災企業等に対する特許行政の対応、技術的制限手段を回避する装置等の水際規制を強化する必要性等について質疑が行われましたが、その

不正競争防止法の一部を改正する法律

詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院経済産業委員長報告(平成二十三年五月三十一日)

○田中けいしゅう君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案は、知的財産の保護を強化するため、ゲーム機等に付されている技術的制限手段に係る規制を強化するとともに、刑事訴訟の審理において、営業秘密を保護するための制度を整備しようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る二十四日本委員会に付託され、二十五日に海江田経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日に質疑を行った後、採決を行った結果、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

二一九